

申請受付

令和3年

12月24日

まで

新型コロナウイルス感染症防止のために行う継続的取組に係る経費を補助します

新型コロナウイルス

感染症対策 応援補助金



個人事業主や中小企業等（飲食店・宿泊業者を除く）で

感染リスクを避けるための設備等の整備に係る経費が対象です

対象業種を営む
事業者に

最大

30万円

補助金を支給

上限30万円に達するまで申請可能

対策に掛かった

経費の

1/2

を補助

12/24までに支払が
完了した事業の経費が対象

令和3年1月1日から

令和3年11月30日まで

に実施した

工事費
物品費

が対象

（リース料もOK）

申請先
問合せ

浜松市新型コロナウイルス
感染症対策応援補助金事務局

〒430-0944 浜松市中区田町324-3（出雲殿互助会田町ビル6F）

電話 053-488-5529（平日 9:30～17:00）



裏面へ

新型コロナウイルス感染症でお困りの事業者の皆様へ

この事業は事業所の店舗利用者等の感染防止対策として実施されるものです。
浜松市はWithコロナ期、Afterコロナ期に向けた事業者の皆様が行う更なる感染防止対策
推進を応援します。

1.対象者

申込できる
業種について

浜松市内で対象事業※を営む事業者が対象

※運輸業、小売業、保険業、不動産業、物品賃貸業、
専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、
教育・学習支援業、医療、福祉に該当する業種等を事業として行う
個人事業主・中小企業者等が対象です。（飲食店・宿泊施設を除く）

2.対象経費

補助対象となる
経費について

感染リスクを避けるための設備等の整備に係る経費が対象

対象経費は事前に「募集要領」又は「電話相談」にてご確認ください。

工事費（一例）

換気設備の工事、テラス設置工事、
窓の増設・新設、パーテーション
設置工事等

対象物品購入経費（一例）

非接触型検温機器、扇風機、
サーキュレーター、エアコン、
パーテーション等

3.申請方法

様式の入手方法等
について

WEB又は郵送にて申請を受け付けます。

「密集」「密接」等を避けるため持参での申請はご遠慮ください。

申請様式や募集要領等については浜松市ホームページより
ダウンロードしてください。

ご質問等は専門のコールセンターへお電話にてお問合せく
ださい。（コールセンター 電話番号：053-488-5529）

《申請フォーム》



4.必要書類

申請時に添付する
書類について

※必要書類の詳細は
「募集要領」をご覧ください

1. 交付申請書、対象経費計算書・平面図、チェックシート
2. 業種・業態等が確認できる書類の写し
3. 補助対象経費の支出内容が分かる書類
…「支払先」「金額」「支払日」「内容」が確認できる書類（領収書等）
4. 補助対象事業を実施した状況が分かる書類
… 工事費 = 原則として工事前と工事後の写真
… 物品購入費 = 設置後の写真

5.申請期日等

補助対象期間
補助金額など

- 申請受付 > 令和3年12月24日(金)まで
対象期間 > 令和3年1月1日(金)～令和3年11月30日(火)まで
※上記対象期間内に実施した事業が補助対象となります。（詳細は「募集要領」にて）
補助金額 > 補助対象経費の1/2（上限30万円/1事業者）
審査終了後、順次お支払いします。
※旧3密補助金の交付を受けている場合でも補助の対象となります。

6.その他

注意事項など

当リーフレットに記載していない条件もございますので、ご申請前
に必ず「補助金募集要領」のご確認をお願いいたします。

- ・「新しい生活様式支援天竜材活用事業費補助金」及び「新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金」と重複しない内容の経費は申請可能です。
- ・従業員間のみの感染を防ぐ3密対策は対象外です。